

『おかしいな』『どうしよう』
少しでも不審に感じたら、

**消費生活センターに
ご相談ください！**

消費生活センターでは、悪徳商法や契約トラブルなどに対して市民の皆さんが、安心して豊かに暮らせるよう、様々な相談に対応するだけでなく、被害を未然に防ぐために、講座の開催など啓発活動にも取り組んでいます。平成26年度は、470件を超える相談がありました。

万が一、被害に遭遇した場合は、被害の早期回復を図るためにも、すぐに消費生活センターに相談をしてください。

問合先 消費生活センター (☎049・271・1111)

月～金
午前 9:30
～
午後 1:00
～
午後 3:00
土曜日
午前 9:30
～
午後 12:00
(電話相談のみ)

鶴ヶ島市消費生活センター

消費生活センター

場 所 市役所2階
相談日 月～金曜日(来所と電話相談)
9時30分～12時、13時～15時
土曜日(電話相談のみ)
9時30分～12時



私たちは消費者を取り巻く社会環境が大きく変化していく中、高齢者や若年者を狙った悪質商法の手口は年々悪質化・巧妙化し、消費者被害は後を絶ちません。市では、消費者被害の未然の



防止や解決を図るため、消費生活センターに専門の相談員を配置し、消費者トラブルに関する相談に応じています。また、消費者問題に関する情報提供や出前講座を実施するなど、被害防止のための啓発活動も行っています。

今後も、地域や関係機関などと連携を図りながら、市民の皆さんが安全で安心な消費生活を送ることができるよう消費者行政の推進に積極的に取り組んでまいります。

鶴ヶ島市長 藤縄 善朗

高齢者が狙われています！

困っています！自宅にかかってくる勧誘の電話 事例②

「市内に高齢者施設ができるので入所しませんか?」、「身体にいい薬を買いませんか?」、「北海道のカニや鮭を買いませんか?」など、在宅していると様々な勧誘電話が入る。必要な電話もあるので、出ないわけにもいかない。どうしたらよいか。

対処方法

高齢者や主婦など、在宅している消費者を狙う勧誘電話が依然としてなくなりません。曖昧な返答はせず、必要がないものはきっぱりと断りましょう。中にはいきなり商品を送りつけてくる業者もありますが、承諾していない場合は、相手の名前、住所、連絡先を控えたうえで、受け取りを拒否してください。

「名義貸しは違法です」と脅された！ 事例①

突然知らない会社(A社)から「金塊を顧客の代わりに購入したいので、名義を貸してほしい」と電話があり、断れず「名義だけなら」と軽い気持ちで応じてしまった。今度は、金塊の販売会社(B社)から連絡があり、「名義貸しは違法で罪になる」と脅され、金塊の代金を要求されたため、払ってしまった。その後A社との連絡も途絶えた。

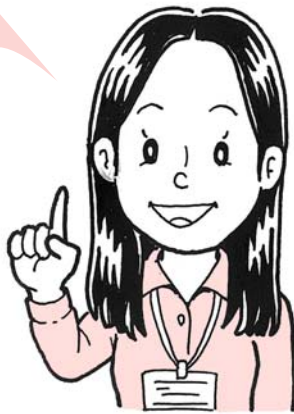
対処方法

「名義を貸すだけ」、「迷惑はかけない」などと説明があっても、後から様々な口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことが極めて困難です。不安に感じてでも絶対に払ってはいけません。



ワンポイントアドバイス

- ◆留守番電話や電話番号表示サービスを利用し、相手が分かってから電話に出るようにしましょう。
- ◆登録以外の電話番号は着信拒否の設定をする方法もあります。使用している電話の機能をもう一度確認しましょう。
- ◆高齢者を守るには、家族や地域で声をかけ合い、気を配ることが大切です。



ワンポイントアドバイス

- ◆親切心に付け込み、金銭をだまし取る悪質な手口です。ほかにも「老人ホームの入居権を代わりに申し込んで」などという電話は詐欺です。このような場合は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ◆「あなたは逮捕される」、「誰にも言うな」などと脅されてもお金を支払わないでください。まずは、身近な方や消費生活センターに相談しましょう。

◆出前講座

消費生活センターでは、市民の消費生活トラブルの防止や被害の拡大防止のために、グループなどを対象に消費生活に関するテーマの出前講座を行っています。

被害状況の全国的な動向や市内で発生している事例を紹介し、どうしたら被害を防げるか、相談員が地域に出向き説明します。

◆消費生活専門相談(弁護士)※要予約

「クレジットやローンの支払いが苦しいので、債務整理の方法を知りたい」、「賃貸アパート退去時に、高額な原状回復費用を請求された」など契約について専門家の意見が聞きたいときはご相談ください。

日時 毎月第4金曜日(原則) 13時~17時
相談時間 30分
申込み 毎月5日(土・日曜日、祝日の場合には、翌開庁日)、9時30分から電話で同センター。
 ※5月の予定は裏表紙をご覧ください。